

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー
(循環型経済)の推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化(カーボンニュートラル)や、生物多様性の保全と活用への自然再興(ネイチャーポジティブ)は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニアエコノミー(直接型経済)から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラーエコノミー(循環型経済)への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラーエコノミー(循環型経済)へとライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー(循環型経済)の実現を目指し、以下の事項について、特段の取組を要望する。

記

1. 貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、再エネ等の大量導入により将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
2. 建築物においても、スクラップ&ビルドというフロー型からストック型への移行が重要であり、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して長寿命化やリノベーションによる建築の価値の最大化を図るために、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月22日

大阪府茨木市議会